

消防南部分署



☎0967-62-9034  
火災・救急 119

なんでも  
南部分署

## 枯草等の焼却の届出について

届出方法につきましては南部分署まで来署もしくは電話での連絡をお願いします。その際に次のことをお願いしますので、ご協力よろしくお願いします。

- 1 焼却する場所・焼却するもの
- 2 時間
- 3 消火器具の有無
- 4 氏名・連絡がつく電話番号

※空気が乾燥している場所や風が強い日には、焼却を中止していただく場合がございます。

また、「火災予防条例45条」により届出は消防機関が火災と誤認しないように届け出るものであって、枯草等の焼却については消防機関が可否を判断する性質のものではないと思います。許可にあつては、各市町村役場と警察署にご連絡してください。



☎0967-62-0110  
通報・相談 110

●春の全国交通安全運動  
●登山届

## 春の全国交通安全運動の実施

期間 4月6日(土) から4月15日(月) までの10日間



■歩行者も交通ルールを守りましょう

○道路を渡るときは横断歩道を渡り、信号機のあるところではその信号に従いましょう。

○視認効果がある反射材用品を活用しましょう。

■運転者は歩行者優先意識を徹底しましょう

○交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。

○夜間の対向車や先行車がない状況ではハイビームにしましょう。

■飲酒運転の根絶

○飲酒運転は絶対にしてはいけません。させてもいけません。

■高齢運転者の交通事故防止

○身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者及びご家族の方は、安全運転相談窓口（警察署の交通係または運転免許センター）にご相談ください。

■後部座席を含めた全ての座席のシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用しましょう

■自転車も交通ルールを守りましょう

○交差点では信号と一時停止を守って安全確認

○夜間の無灯火走行、飲酒運転、2人乗り、並進の禁止

○スマートフォンの使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転は大変危険です。

## 「登山届」について

登山届は、山岳遭難が発生した場合に、警察による捜索・救助活動を行うための手がかりとして活用するものです。

登山者の氏名・年齢・住所・連絡先、登・下山日時等を記した書面を、最寄りの警察署や、登山口に設けられている投函箱に提出してください。

※県警ではWebでの提出も受け付けています。

※登山用アプリ「YAMAP」も活用してください。



## 人にやさしいまちの実現に向けて～互いの人権を尊重し、支え合うことから～



### (1) 熊本地震から8年目を迎えて

新年度に入り、町内の各園、各学校では入園式や入学式が行われています。新たな一歩を踏み出す子どもたちにとって、心の中は喜びや期待感でいっぱいなのでしょう。

さて、この4月で熊本地震から8年目を迎えます。平成28年4月14日午後9時26分、その28時間後の16日午前1時25分の二度にわたり、県内は最大震度7の揺れに見舞われました。災害関連死を含め250人を越える方々が亡くなられ、多くの住宅が全半壊の被害を受けました。発災後、私は近くの学校グラウンドで2日間の車中泊を経験しましたが、なおも続く余震におびえながら、車内で夜明けを待つ時間がとても長かったことを覚えています。

被災された方は、大きな不安と緊張の中、長期にわたり避難生活を余儀なくされました。その一方、阿蘇郡市内の避難所では、子どもたちによる高齢者の方々への肩もみや手紙のやり取りなど、温かい交流の場面がみられました。また、自らも被災者でありながら、避難所内の掃除やかべ新聞作りなど、みんなの役に立ちたいという



進んで肩もみをする子どもたち

思いから自発的に行動する子どももいました。このように、子どもたちの小さな取組は、避難所の人たちを笑顔に、そして心を元気にしていきました。

### (2) 今回の能登半島地震から思うこと

1月、新しい年を迎えた矢先、石川県能登地方で震度7の大地震が発生しました。未だ、水道などインフラが復旧していない地域があり、朝夕の寒さをしのぎながら避難所で生活されている方々がいます。半島という地形的な要因も重なり、復旧作業は思うように進んでいません。一日も早く、日常の生活に戻れることを願っています。

また、気になるのは被災地の子どもたちへの影響です。表面上、明るく振るまっているように見えても、心に負った傷は大きいと考えられます。学校が再開し、登下校中に目にする被災した建物や道路を見るたび、多くの子どもたちは心を痛め、ストレスを増幅させていることでしょう。周囲の大人がしっかり寄り添い、心のケアに努めていただくよう願っています。過去に同じ経験をした私たちは、危機意識を緩めることなく、被災された方々の心に寄り添い、できることから復興に向けた応援をしていけたらと思います。

☎ 高森町教育委員会 地域人権教育指導員 ☎0967-62-0227

## ジョブカフェ・阿蘇ランチ「出張相談会」のお知らせ

ジョブカフェ・阿蘇ランチによる高森町での「出張相談会」を毎月開催いたします。

離職や転職でお悩みの方、子育てや介護との両立に悩んでいる方など現在の状況に応じた相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

※求職活動証明書を発行できます

日時 毎月第2水曜日 13:30~16:00

令和6年 4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月14日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日

令和7年 1月8日、2月12日、3月12日

場所 高森町役場 高森総合センター 和室

(問い合わせ先) ジョブカフェ・阿蘇ランチ ☎0967-22-8178